

# 総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 麻生 栄作

## 1 日 時

平成28年12月9日（金） 午後1時31分から  
午後3時26分まで

## 2 場 所

第4委員会室

## 3 出席した委員の氏名

麻生栄作、大友栄二、木田昇、藤田正道、戸高賢史、桑原宏史

## 4 欠席した委員の氏名

志村学

## 5 出席した委員外議員の氏名

な し

## 6 出席した執行部関係の職・氏名

総務部長 島田勝則、企画振興部長 廣瀬祐宏 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第105号議案のうち本委員会関係部分及び第106号議案から第110号議案までについては全会一致をもって、第123号議案については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決定した。
- (2) おおいた留学生ビジネスセンターの開設について及び大分トリニータの今シーズン結果について、執行部から報告を受けた。
- (3) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。

## 9 その他必要な事項

な し

## 10 担当書記

議事課委員会班	課長補佐（総括）	井上薫
政策調査課政策法務班	副主幹	磯崎香織

# 総務企画委員会次第

日時：平成28年12月9日（金）13：30～

場所：第4委員会室

## 1 開 会

## 2 企画振興部関係 13：30～14：30

### (1) 付託案件の審査

第105号議案 平成28年度大分県一般会計補正予算（第5号）

（本委員会関係部分）

### (2) 諸般の報告

①おおいた留学生ビジネスセンターの開設について

②大分トリニータの今シーズン結果について

### (3) その他

## 3 総務部関係 14：30～15：30

### (1) 付託案件の審査

第105号議案 平成28年度大分県一般会計補正予算（第5号）

（本委員会関係部分）

第106号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

第107号議案 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

第108号議案 職員の退職手当に関する条例の一部改正について

第109号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

第110号議案 当せん金付証票の発売について

第123号議案 職員の給与に関する条例等の一部改正について

### (2) その他

## 4 協議事項 15：30～15：40

### (1) 閉会中の継続調査について

### (2) その他

## 5 閉 会

## 会議の概要及び結果

**麻生委員長** ただいまから、総務企画委員会を開きます。

本日は、都合により志村委員が欠席しております。志村委員は、本日、台中市のほうに由布高校の生徒と一緒にいらっしゃりまして、台中市を訪問するに当たって、県を代表する立場の人が1人要るということで、議会の代表として、県民を代表して行っていただいたということで、あらかじめご了承をお願いします。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案7件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより企画振興部関係の審査に入ります。

まず、第105号議案平成28年度大分県一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。本委員会関係部分のうち、企画振興部関係の説明をお願いします。

**廣瀬企画振興部長** 説明に先立ちまして、一言お断り申し上げます。本日、長谷尾理事兼審議監が国との協議のため上京しており、やむを得ず本委員会を欠席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、第105号議案平成28年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち、企画振興部関係についてご説明いたします。総務企画委員会資料の1ページをお開きください。

今回補正額の1番下の合計欄にありますとおり、今回、5,108万3千円の増額をお願いします。

まず、観光・地域振興課のインバウンド推進事業3,920万8千円についてです。

これは、国の地方創生加速化交付金を活用し、ラグビーワールドカップ大分開催等を見据え、ARを活用した観光情報の発信や多言語コールセンターのサービス拡大などにより、欧米からの観光客の受け入れ態勢などを整備するものです。

次に、その下、交通政策課の国際チャーター便誘致促進事業1,187万5千円についてです。

これは、マンダリン航空による大分—台中間のチャーター便の運航延長に伴い、空港着陸料等の経費に対し支援するものです。

これらにより、補正後予算額は、既決予算額の123億5,914万4千円と合わせ、124億1,022万7千円となります。

具体的な事業内容については、担当の所属長から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

**阿部観光・地域振興課長** 観光・地域振興課の補正予算案についてご説明いたします。資料の2ページをごらんください。インバウンド推進事業3,920万8千円でございます。

これは、国の地方創生加速化交付金を活用し、ラグビーワールドカップ大分開催等を見据え、欧米からの観光客の受け入れ態勢の整備や、長期滞在へ向けた仕組みづくりに取り組むものです。

具体的な取り組みについては、資料中央、4の事業内容に記載しています。

(1) ICTを活用した観光情報の発信です。AR等を利用した多言語の観光情報の発

信や、商談会などで活用するVRの映像として、鶴見岳の霧氷等の360度動画の撮影を行います。

(2) 多言語コールセンターのサービス拡充です。現在、コールセンターは宿泊施設や飲食店、交通機関等が利用できますが、対象を拡大し、外国人観光客個人が直接利用できるようにします。また、サービス向上のための電話対応研修のほか、チラシ等で周知を図ります。

(3) 観光産業関係者向け食や接遇研修です。欧米の方は、食事の好みが異なったり、ムスリムの方は、宗教上、食べられない食材があったりします。また、接遇やマナーも異なることから、外部講師を招き、研修会を開催します。

(4) 宿泊施設等の観光客受け入れ態勢調査です。ラグビーに関心を持つ外国人に対して、訪日の意向や日本で体験したいことなどをウェブアンケートし、動向予測を行うとともに、本県の宿泊施設などに対して、外国からの宿泊予約や決済システムの有無、ベッドサイズなどの調査を行います。

(5) 着地型商品造成に向けた調査です。別府湾や瀬戸内海を周遊するクルーズ、久住の自然を楽しむフットパスなどの旅行商品化について調査するものです。

次に、議案書の8ページをごらんください。繰越明許費についてです。7の商工費の3観光費の滞在・循環型観光促進事業費8,031万8千円について、翌年度に繰り越しいたします。

これは、由布市が由布院駅前に建設を予定している、ツーリストインフォメーションセンターの建設費等に対する補助金です。熊本地震の影響等による現場技術者の不足や、資材価格の高騰などにより、7月に公告した入札が不調となり、年度内の完成が困難となりました。これにより、由布市が予算を繰り越すこととなったため、県も同様に繰り越すものです。

以上でございます。

**土田交通政策課長** 交通政策課関係の補正予算についてご説明いたします。資料3ページをお開きください。国際チャーター便誘致促進事業1,187万5千円でございます。

マンダリン航空による大分一台中間のチャーター便についてでございます。当初、9月から12月までの30往復の予定でしたが、県から働きかけをさせていただき、利用も好調であること、来年3月までの延長となり、25往復分の追加がマンダリン航空によって決定されたところです。

今回の補正は、この追加分についての空港着陸料等の経費に対しマンダリン航空に支援を行うことで、将来的な定期便の就航につなげていこうとするものです。

以上でございます。

**麻生委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**藤田委員** インバウンド推進事業の中の、4番の事業内容の(4)宿泊施設等の観光客受け入れ態勢調査で、観光客の動向予測というのがあるんですけども、この予測の調査は本県独自で行うものなのか、もしくは九州で一体的に行うものなのか、どちらなのでしょう。

**阿部観光・地域振興課長** 本県独自で行うものでございます。

**藤田委員** どちらかというと、きのうもお話が出ていましたけれども、滞在型で拠点を持ちながら周回をする方が多いということで、九州広域で連携して対応したほうが効果的のような気がするんですけど、その辺の考えはいかがでしょうか。

**阿部観光・地域振興課長** 特に今回の調査につきましては、県内の宿泊施設の動向だとか、受け入れる外国人、特に欧米系の方を受け入れるだけの意思があるかどうかとか、そういったことを中心に調査を進めるものでございます。

**藤田委員** 海外の方に向けて、どういうところに行きたいかとかいう意識調査をやるというお話で、こちらの部分ですか。

**阿部観光・地域振興課長** 海外の方の意識調査も行います。特に、本県の場合、ラグビーワールドカップを控え、欧米系の方が多くなるということがありますので、確かに九州他県も熊本か福岡は本県同様にラグビーワールドカップが開催されますが、特に本県の場合は、今までアジア系の方がほとんどで、欧米系の方がほとんどいらっしゃらない。年間1万4千人から2万人ぐらいしか欧米の方はいらしておりません。それがラグビーワールドカップにおきましては、1試合にそれぐらいの方が、しかも、それが8試合とか行われ、しかも長期滞在すると。すると、通年の何十倍という白人の方がいらっしゃいます。その喫緊の対策を考えないといけないため、国の交付金を使って事業を行うというふうを考えております。

**藤田委員** 単独でやるというのは、今回の予算の使用できる期間というのものもあるのかもしれませんが、九州観光一体で連携して取り組んだほうが、何か効果が上がるような気がするし、コスト的にも精度の高いものができるような気がするんですけど、どうなんですか。

**阿部観光・地域振興課長** この情報につきましては、九州観光推進機構にもフィードバックして、それをもとに一体的に考えたいと思っております。

**桑原委員** インバウンド推進事業で、同じ宿泊施設の調査のところなんですけれども、動向の予測調査をされて、それで宿泊客がどれくらいいるのかとか、そういう数字が出てきて、足りないぞとか、十分受け入れられるぞとかいうのがわかってくると思うんですけども、そういう意味では、今、民泊という話もありますけれども、こういうものを場合によっては大分県で進めていかなきゃいけないとか、そういう話になってくるという予測はありますか。

**阿部観光・地域振興課長** 民泊までは想定はしておりません。ただ、県内、実は旅館、ホテル、多うございますが、まだ海外の観光客を受け入れられていない、受け入れていない旅館、ホテルもございます。そういったところで、その動向調査、そしてまた、同時に、食や接遇の研修も行いながら、海外の方を受け入れてもらえるような、そういった裾野を広げていきたいというふうに思っています。

**桑原委員** いつかの意見書への討論で紹介させていただきましたけれども、どこの研究成果がちよっと忘れちゃったけれども、2020年の宿泊施設不足が起きるであろうという県が、大分県は10番ぐらいだったんですね。ですので、この動向調査をされて、これ足りないぞと、足りないんだったら福岡泊まろうかとかいったらもったいないんで、その数字が出た時点で、これは圧倒的に足りないぞとかいうことであれば、民泊とかそういうことも考慮していただければと思っております。

それとごめんなさい、もう1ついいですか。きのうの参考人招致でもご意見、意見交換する中で出たんですけれども、やはり欧米の方、所得層が高いような方で、長くいらっしゃるところで、日本の田舎を体験されたいという方も相当数いるんじゃないかという話出たんですけれども、大分県全土にそういうところも発信できるような、特に国民文化祭が前年度ありまして、それも企画ですよ。今度、ゾーニングで地域ということでやられるというので、その連携をして、2年連続でそれが枠組みが使えるような形も考察していただければと。要望です。

以上です。

**木田委員** インバウンドで先ほど藤田委員からございましたけれども、先般、ラグビーのほうの開催協議会で九州観光推進機構へ行ってきたんですけれど、やっぱり連携してというか、共通してやったほうがいいんじゃないのというけど、なかなか余り伸び切らないですね、今のところ。今どうなっているかわからないんですけど、自分たちで九州が1つになって、自分たちが事務局になって、今回の3会場を調整してやってみようとかいう気が余り感じられなかったんですよ。翻訳の作業とか、大体共通の部分が多いと思うんですけど。

やっぱり先ほどのフィードバックのところはあると思うんですが、福岡も熊本も同じようなことをしているかもしれないので、その辺もうちょっと積極的に、あちらに調整してやっていただいたほうがいいんじゃないかなというのは先般行って感じておりますので、何かそういった九州観光推進機構との調整を頑張っていただきたいなと思います。

あと、3ページの国際チャーター便なんですけれども、きょうの資料で、これまでの利用状況とか訪日、訪台の割合とか、そういったものが資料であるとよかったなと思うんですが。

**土田交通政策課長** 利用状況につきましては、12月4日までのデータが手元にございますけれども、平均8割という形になってございます。台湾の方と県民の方の利用については、ちょっと航空会社側からまだ入手ができていないもので、正確な数字がないんですけれども、大分県民の利用がおおむね1割行かないくらいで、9割以上は台湾の方の利用というふう聞いております。

**阿部観光・地域振興課長** 先ほどの件でございますけれども、実は熊本、福岡、大分の3県につきましては、ラグビーワールドカップを開催するというので、来年度、共同事業を行うという確定もしておりますし、今、情報交換はかなりやっております。その中で、この情報もフィードバックしながら活用していきたいと思っております。（「はい、願います」と言う者あり）

**麻生委員長** 今の関連で土田課長、大分の方は台中便があいていればチケット買えるようになったの。

**土田交通政策課長** 状況は変わってなくて、席に余裕があれば、チャイナエアラインの福岡支店が日本側の窓口になっておりますので、そこに問い合わせの上、確保することになります。加えて、県民向けもぜひデータを示したいという思いも持っておりましたところ、年末年始に、先日ご紹介も知事のほうからもさせていただきましたが、県民向けのチャーター便が仕立てられることになりました。12月30日に出て、お正月明けに帰ってくる便なんですけれども、それは104席全て満席になりましたので、相当程度の県民のニーズはあるんだなというのがわかりましたので、こういう実績も踏まえて、改めてマンダリ

ン航空のほうにはお伝えしていきたいと思います。

**麻生委員長** あれはこっちのチャーターで、県民だけ。

**土田交通政策課長** はい。ずっと委員長を含めて皆様からご指摘いただいていたので、県民が使いづらいと。しかも、そもそも枠の設定が少ないというのもお伝えをさせていただいたところ、台湾側の事情もあるのでなかなか枠をふやすのが難しい事情もあると。

今回の追加分についてもそういう願いはさせていただいたんですが、向こう側の事情もあってなかなかふやしづらい。であれば、日本側にとって時期のいいときに1機チャーター便をやってみるので、それでアウトバウンド、つまり県民側の利用も見てみたいというお声もマンダリン航空のほうからございました。それが売り切れたということは、ある程度実績として示せるのではないかなと期待しているところでございます。

**麻生委員長** 期間を延長しても終わってしまったら逃げ得になる、そこが1番のポイントだから、よく注視しておきたいと思います。

**戸高委員** 対策の方向性の長期滞在の仕組みづくりなんですけど、これは商品造成のほかに、新たな航路開拓とか、どういう方向で具体的な取り組みが今後されていくのかお聞きします。

**阿部観光・地域振興課長** 欧米の方、特にアジアの方に比べて、非常に滞在日数が長いということでもありますので、こちらに滞在されてからどういうふうなコンテンツ、山で遊ぶとか、船で遊ぶとか、そういったコンテンツをふやしていくというか、調査します。

例えば、今、国東でポールさんという方がウォークジャパンという会社を運営しながら欧米人の方に向けた山歩きのコース、トレッキングコースをつくっております。そういった方の意見も聞きながら商品造成をする。そしてまた、その前に意向調査をするということを考えております。

**大友副委員長** インバウンド推進事業の観光産業関係者向け食や接遇研修とありますけれども、これから動向調査を行った中でいろんな問題というのは出てくると思うんですけれども、現時点で観光産業の方々が不安を抱いている部分がわかっているならば教えてほしいんですけれども。

**阿部観光・地域振興課長** やはり食、そして、どのように対応すればよいか、そういったことを悩まれてございます。また、いわゆる具体的な予約の仕方、受付、そういったものをどういうふうにやればよいか、そういった声を旅館やホテルから聞いております。

特に、先ほども言いましたけど、今までアジアからのお客がほとんどなんですよ。大分県は9割以上、ほとんどがアジアからのお客さんで、その中で、今度欧米系の方が来ると、習慣も違うし、対応が違う。例えば、この間あった話では、子供の頭を左手でなでてはいけないとかのムスリム対応がございまして、国によって対応が全然違います。そこにはやはり研修等をしながら、その国々の対応、地域、地域の対応というのを研修をしていきたいというふうに思っております。

**大友副委員長** 今、聞いた中で、私も旅館業をやっているんで、細かい話で聞きたいところがあったんですけれども、おんせん県おおいたとして、欧米人が入ってきたらタトゥーを入れている方が結構多いと思うんですよ。その辺は県としてどういうふうな指導というか、やっていくようなお考えでしょうか。

**阿部観光・地域振興課長** 検討課題の1つだと思っております。国においても今、それが

まさに課題になっておりまして、県内におきましては今後そういったところを関係者と協議しながら、方向づけをしなきゃいけないというふうを考えております。

**大友副委員長** うちとしては今のところお断りをしているんですけども、ちっちゃいものはシールを張ってというふうで対応できるんですけど、どこも同じだと思うんですけど、結構欧米の方というのはわっと入っていますんで、その辺はうちも課題かなというふうに思っています。一応こういう研修を開くのも、どういう部分に不安を持ってというところの声を取り入れて、そのニーズに合った研修を開いていただきたいなというふうにお願い申し上げます。

**麻生委員長** 私のほうから4点、部長にお伺いしたいんですが、今回、インバウンド推進事業費、予算計上もされて、先日的一般質問で、要はラグビーのワールドカップはもちろんだけども、国民文化祭の際にもそういった視点で取り組むということだったんですね。

先日、私がカスタマージャーニーマップという手法、これがありますよというのを報告して、もう調べられて、かなり進んで着手が始まっていると思うんですが、これは訪日前と訪日中と帰国後に各ステージごとにタッチポイントがあって、その行動とかのポジティブな心理、ネガティブな心理とかの課題とかヒントとか、いろいろ分析をして、ターゲットを絞りながら対策を練っていくという手法で、これはもう実に、これを大分県が十分導入できたときには最高だなといった内容なんで、よく調べて実践をしていただければと思うんですが、とはいいいながら、要は足元の大分の魅力は何なのということを十分把握しておかないといけないと思うんですが、国民文化祭においても、例えば、鹿児島といえば明治維新のイメージがぱんと湧く、愛知県といえばトヨタを初め三英傑の話もさせてもらいましたが、天下統一はもちろんだけども、その背景にあるものは、ものづくり王国で、夢づくりの祭典にすると。

自分のところの足元をしっかり見詰めて、きのう12月8日は太平洋戦争開戦日でしたけれども、何であんなことになっちゃったかというのは桶狭間の戦いにあるというね、歴史史観の日本人の見方はおかしいというね、それ以来、鎖国時代から全て歴史史観がもう抜け落ちているというような問題、多分、あしたぐらいには合同さんか、また載ると思いますけど、安部龍太郎先生の話を含めて、そういった話があるんだけど、いずれにしても、この大分らしさはどこにあるのというのを先日も聞いたんだけど、豊の国とか一村一品といえば大分というイメージが出てくるんだけど、最近全くそういう情報発信を含めて、トップセールスを含めて、情報が伝わってこないんですよ。いいものはいっぱいあるんだけど。

そういった部分について、まだ国民文化祭、いつからいつまでというポスターがありますけど、あれで何が伝わるのかなど。言っちゃ悪いけども、めじろんのいろんな行事のやつが乱雑にある、あのポスターで何を伝えようとしているかもわからない状況なもんですから。

そういう中で、まず大分らしさを、このインバウンドでも大分らしさをどう表現して伝えていくのかという部分、これからどういう形で取り組もうとされておられるのかが1つ。

それから、きのうラグビーのワールドカップの参考人招致をして、中村国際スポーツ誘致・推進室長にもお越しいただいて、いろんな話は聞いていただいていますけど、例えば、



大分をPRするにしても何をやるにしても、商店街がおもてなしの受け入れをするにしても、サッカーの2002年のワールドカップのときはFIFAの商標であるとか、そういったもので大変関係者が苦勞したという話も出ました。ワールドラグビー本部、ダブリンとどういふ話を、情報収集をして、どの段階までいっているのかということをやってくれという話と、そういうような組織的な動きが全く見えない、どこにどういふふうな相談をしていいのかもわからない。県として、ラグビーワールドカップの推進、熊本は明確に打ち出してやっているんですが、大分の場合は国際スポーツ誘致・推進、まだ誘致・推進室という名称なんだけど、そういった組織も含めて、どこがどのようにやるのかということについて、2点目として伺います。

それから3点目として、インバウンドで、先ほども二次交通の話が出たと思うんですけど、部長の答弁では二次交通については、地域公共交通については2年かかると。そして、残り4地域をやると。要は、私が聞いたのは、国民文化祭より前に全部終わってできるのということ聞いたんですね。国民文化祭は別で、実行委員会の中でやりますと言ったけれども、結局、土田課長も回転ドアで、任期が終わったら東京に戻っちゃうだろうと思うんだけど、それじゃ地域に何も残らないわけで、そんなことじゃ全く意味ないわけで、終了後も生活交通として存在させるような工夫をやるのかやらないのか、そういう視点があるのか、着眼点があるのかということをもう1回確認しておきたいと思います。

それから最後に、インバウンドでベッド数が足りないという話が出ましたが、大分というのは南海トラフ地震、これが想定されている中で、トレーラーハウスとかね、ダイハツもあって、自動車関連企業会もある中で、発想を変えて、そういった被災地住宅を急に建てるよりも、こういったものを活用して準備しておくという手もなくはないわけであって、そういった着眼点を変えて発想を転換した取り組みというのはないのかどうか、以上4点について伺います。

**廣瀬企画振興部長** 4点ということで、最初はインバウンドをどのように取り組まれるのか、大分の魅力をどういふふうにPRするのか、そこがまだ全然打ち出せていないんじゃないかというお話でした。

大分の魅力については、知事も答弁でお答えしましたように、これまでの歴史的なところで小藩分立の歴史があって、それぞれに文化が育まれて、要は多様な魅力があって、それを一言でなかなか言いあらわせないというのが1つと、それと、豊かな天然自然、食も含めてそれがある、それも多様性に富んで、いろんな食もある。それで、今まで悩んでなかなか打ち出しができなかったところを、4年前に日本一のおんせん県おおいた味力も満載というキャッチフレーズで、その統一のもとに大分県を売り出そうという取り組みを始めました。それがおんせん県おおいたの動画であるし、シンフロの動画、ことしが第2弾になるんですけれども、ということで、大分のイメージをそこに乗っけて打ち出し始めて、それは浸透してきていると思います。

そのキャッチフレーズの打ち出しと同時に、もう1つは、首都圏でパブリシティ活動というのを本格的に3年前から予算をつけて始めました。その結果、最近、皆さんも目に触れると思うんですけれども、全国的なテレビ番組でも大分が取り上げられるというのが目につくようになったと思いますけれども、そういう効果もあらわれてきていると思います。

そういう取り組みを引き続き続けると同時に、今度は国民文化祭、ラグビーのワールド

カップが本県でありますので、そこに向けて今までやってきたそういった魅力の発信、それから、対マスコミ等への活動をさらに強化していくという取り組みをやっていくことだというふうに思っています。

もう1つ、サッカーのときのFIFAの商標の課題であるということがあって、ラグビーのほうはどうなっているかということなんですけれども、ラグビーについては、日本の場合はワールドカップの日本の組織委員会があります。そこには県職員も送り込んで連携をとりながらいろんな情報もとって準備を進めています。

もう1つは、ワールドラグビーが世界的にありまして、ワールドラグビーのもとにワールドカップリミテッドという組織が日本大会の委託を受けて全体を回すということで、そこがことし、大銀ドームに視察に来て、大分の会場は4万人以上集める非常にいい会場なので、準々決勝というふうなところで6試合はできるような会場整備をやってくださいよということで視察を行ってきました。ということで、我々、準々決勝をできるように、6試合ができるような会場整備をということで今、土木建築部と一緒に取り組んでいるところであります。と同時に、いい試合を誘致するというので、これも活動をやっています。

その中で、今、組織のお話がありましたけれども、組織については来年度から本格的なラグビーワールドカップ用の組織に切りかえたいというふうに思っております。そして同時に、サッカーのときもそうだったんですけれども、ラグビーについても、こちらの大分サイドのいわゆる組織委員会の支部、日本組織委員会の大分支部的なものが立ち上がります。それは県だけじゃなくて、ほかのラグビー関係者も全部入って、本番当日の試合運営のための支部が立ち上がる予定ですので、そういうのと一緒になってということで本格的には来年度から体制づくりとあわせて準備が始まっていくというふうに考えております。

それから3点目が、二次交通のお尋ねでした。二次交通は我々も非常に悩ましいところで、どうやって二次交通を充実させるかというのがあります。その1つの手段が地域公共交通網形成計画をつくって、その実施計画をつくって、その中で二次交通を充実させるような方向で取り組むということで、この計画づくりを始めたところなんですけれども、委員長からありましたように、それを策定するのにかなりの人力的な、時間的なところがかかります。

それで、先日答弁しましたように、実施計画が2年ぐらいかかりまして、これでもって全て国民文化祭に間に合わせるというのはなかなか難しい状況です。なので、この公共交通網形成計画と実施計画を策定しながら、同時に国民文化祭で二次交通を検討する部会を立ち上げて、二次交通専門の検討をバス事業者、それからタクシー会社、レンタカー会社等々、交通事業者も入っていますので、それをあわせてやっていって、両方で二次交通が充実できるようにするという、そういう方針でやっております。

当然ながら、国民文化祭が終わった後、ラグビーが終わった後も、その二次交通の充実を生かせるように維持するというのも考えないといけないというふうに思っていますので、そこはまた二次交通、国民文化祭、ラグビーに向けての充実策を検討して、その後、それをどう今後維持していくか検討することにしております。

それから、宿泊施設、トレーラーハウスの活用等もお話がありました。当然ながら、いろんな手だてを考えないといけないと思っていますんですが、まず、どれぐらいの宿泊施設

が必要かというのをちゃんと把握しないといけないので、今回の補正でお願いしている宿泊施設の受入態勢調査でもって、特に欧米系の受け入れができるような施設がどれぐらいあって、その客室数、それから受け入れ人数がどの程度かというのをまずはしっかり把握して、それから会場に来る外国人の方、アジア系がこれぐらい、欧米系の方がこれぐらいというのを見通しながら、そこの需要と供給のところを見ながら、トレーラーハウスが必要とか、臨時的のこういうのが必要になるんじゃないかとか、そういう計画づくりをやっていきます。

以上4点です。

**麻生委員長** なぜこういったことを申し上げるかということ、皆さん、一生懸命頑張っているのはよくわかるんだけど、最終的に県民が参画したり、あるいはチャンスをしっかり生かすためには、準備期間が要るんですね。県庁の職員の皆さんは、県民に行き届くまでの逆算した納期発想をもって準備をしないと、それにはもうぎりぎりいっぱいなんですよ、はっきり言って。民間の皆さんがやろうと、このチャンスをつかもうと思えば、もうはっきり言って、ことし中にやらないといけないことがいっぱいあるので、そこのところが余りにも、今回、国民文化祭にしても、急に決まったというのはあるんでしょうけど、ラグビーのワールドカップについても少しおくらせているなという気がしているんで、あえて申し上げさせていただきました。

まず組織については、来年度から切りかえるということではありますが、来年度からと言わずに、可能な限り早く立ち上げて、組織、正式な組織としては来年度からになったとしても、立ち上がったと同じような動きをしていただくことを強く求めておきます。

それから、大分らしさについて、日本一のおんせん県おおいたという話がありました。しかし、でき上がっているポスターに、遠くから見て、日本一のおんせん県おおいたとすぐ見えるようなところが全くないんですね。だから、言っていることとやっていることがマッチしていない。

ある意味、豊の国とか一村一品運動というようなことというのは、まさしく全てを表現していたかなと思うんです。豊の海とか、それだけ豊か、いろんなものがある、ある意味多様でもあると、寛容でもあるというようなことを表現している部分を、いかに大分で行われる国民文化祭においては、何々の国のどういった祭典だというぐらいのことは県庁職員はもちろん、県民みんながそうしようよと、一言で表現できなくて成功しようと思っても難しくなりますんで、そこは一工夫も二工夫も要るんじゃないかなと。大いに内部で衝突対立しながら、それをつくっていただきますようお願いをしておきたいと思います。

それから、二次交通については、よくわかるんですよ、時間もかかるし、大変だと。しかし、大分県の一村一品運動、大分らしさである一村一品運動というのを諦めずに、そういったのをチャレンジしてきた歴史があるんですね。特にそれは県庁職員の中に根づいていたはずなんです。間に合うようにちゃんとやり上げるんだと。

そして、そんな挑戦をするというのが一村一品運動のチャレンジ精神の根幹にあるわけですから、そこは徹底的に知恵を出して、今あるメニューだけじゃなかったら、国家戦略特区として、やっぱり過疎地域をどうするかという、地方創生をどうするかというのが国家戦略にとっての1番大きな問題で、その中に位置づけられている国民文化祭ですから、そういったものとリンクさせて提案するぐらいのこともやってほしいと思います。

優秀な職員さんばかりなんですから、そこは特に強く求めておきたいと思うんですが、芸術文化振興課長のほうには申し上げていますが、教育委員会のほうで文化庁がやっている文化遺産を活かした地域活性化事業、採択額の都道府県別の一覧については一般質問でも具体的な説明をさせてもらいましたけれども、来年度の締め切りが1月10日になっているんですね。1月10日。で、2億ぐらいは取ってこようと思えば取れるわけですよ。先ほど、きのうの答弁で部長が表明している部分は、あれとはまた別なんですね。ことしからこの基準が物すごく難しくなっているんです。レベルアップして、これだけのものをやらないといけないと。今、市町村に投げて、提案してくれとか、事業主体に投げかけてくるのを待っているみたいですけど、多分、大したもののは出てこんのやないかなと。部長の今の認識の程度では、多分、大したもののは出てこないだろう。

しかし、1月10日までに何としてでも申請書類をつくって、エントリーだけはして、後追いでもいいから追いつくように、二次交通も含めていろんな部分、可能性を、現状としては相当厳しいというのも認識していますけれども、企画振興部一体となって挑戦していただきますようお願いをしておきたいと思います。

まだいろいろ言いたいことはあるんですが、大分らしさという意味で、インバウンドであるならば、例えば、日本といえば相撲ですよ。珍珠、九重の動画なんかいうのは、ある意味日本らしさを表現しているかもしれないし、双葉山も大分にいるわけですから、もっともっと大分らしさを表現する部分は工夫して挑戦をしていただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

**廣瀬企画振興部長** 今の文化財の関係の予算ですけれども、国民文化祭関係はきのうも答弁しましたように、メニューの中の違うメニュー、地域づくりと絡ませたメニューがありまして、そっちは大分県はもうかなりの額を文化庁からいただいています。これ以上、大分に回すとおかしいんじゃないかみたいな感じ、そこまでもらっています。

ただ、文化財のところについては、これはうちのほうで、企画振興部でということなんですけど、基本的には教育委員会さんに頑張ってもらわないといけないところなんで、教育委員会さんと一緒になって、うちのほうもちゃんと意見して、引っ張ってこれるように考えます、そこは。

**麻生委員長** なぜそこまで言ったかということ、これは当初、私も質問を、教育委員会で答弁するという話だったものを、企画振興部が答えると。だから、要は国民文化祭にかかわる部分、文化財もあるわけですよ。じゃ、双方でどうなってんだと。

企画振興部としては全国上位の額を申請をしておりますと、事業としても4事業か、4千万円とか3,500万円とか380万円、639万円申請してやろうとしている、そういったのはわかっております。

しかし、トータルとして考えたら、ことし開催、あるいは昨年開催、来年度開催、その都道府県と比較したときに、全然トータルとして少ないでしょうという話までしているわけで、そういった認識があるんですかということも含めての話だったはずなんで、ぜひそういった部分もう1度、担当課長はよく認識していらっしゃるんで、教育委員会の文化課とも連携を図って、しっかりとやってほしいと思います。これは都道府県の財政力とは全然関係ないということまで確認をさせていただいていますんで。

**土谷芸術文化スポーツ局長** 国民文化祭とさまざまな補助金ということで改めてお返事をさせていただきたいと思うんですけども、国民文化祭は先ほどからお話しになってますけど、特に地域の部分、それは文化財、それから食、歴史等を含めて、改めて今、各地域で素材を掘り上げるというような形をしまして、5つのゾーンに分けて、今まで国民文化祭というのは文化団体がやって、その県でします、全国レベルの発表をこの県でしますとしてきたものを、芸術団体以外の方も大分に来ていただこう、大分の文化というものを目にとめていただこうということで、今回、やる側の視点プラス見る側の視点ということ、大分から国民文化祭をひっくり返そうぐらいの気概で実はやっております。

そのときに、地域の文化というのはとても大事で、後々ワールドカップにもつながっていくんですが、地域の中にある、先ほど言いました食だとか文化財とか全てこれを洗い出して、リーディングプロジェクト、要するにその地域を代表する新しい文化的なイベントができないか。それと、ほかに、やってきた方はせっかく地域に来たんだから食から文化財から体験できないか、そういうことを各ゾーンごとに考えようというような洗い出しを今しているところです。

補助金の活用の仕方ですが、今言いました文化財サイドから入るやり方もあれば、国民文化祭全体として捉えるやり方もあります。これは、今回ご指摘のありました補助金というのは非常に補助率の高い補助金なんですけれども、文化団体が直接上げないといけないといういろんな縛りがあります。この国民文化祭を展開する中で、どの補助金を使うのが1番いいかというのを今やっておりますので、全体の固まる中でまた検討していきたいと思えます。それはどの年度、当該年度までずっと努力を続けていきますし、それから後もそれで終わらないように、一過性で終わらないような努力を続けていきたいと思えますので、そういう取り組みをさせていただきたいと思えます。

**麻生委員長** 戸高委員が言っていた、例えば文化財をインバウンドで、スマホで全部多言語で紹介をするとか、ああいったようなやつも、先ほど申し上げた文化庁の文化遺産を活かした地域活性化事業か、ああいったもので昨年度とかおととしまでだったら採択が簡単にできていたのが、厳しくなってきた、新年度でやろうとしたら難しいと。

要は、企画振興部というのは、私は県庁の全ての部の着眼点とか発想の転換を指示する、そういった部局だと思っているんで、そういった部分での取り組みをしっかりとやってほしいと、1番言いたいのはそういうことであります。だから、やっぱり企画振興部がしっかりやらないと、そういった部分がおくれてしまうと、そののところが認識してほしい、こういうことであります。

では、これで質疑を終わります。

なお、本案の採決は、総務部関係の審査の際に一括して行います。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部から報告の申し出がありますので、これを許します。

**堀国際政策課長** それでは、委員会資料の4ページをお願いいたします。おおいた留学生ビジネスセンターの開設についてご報告申し上げます。

おおいた留学生ビジネスセンターは、別府市の「APU PLAZA OITA」の2階において、10月15日にオープンいたしました。

目的は、人口当たり留学生数が日本一の本県の強みを生かし、留学生等の県内における

起業や就職を支援するとともに、留学生と協働してビジネスを展開する県内企業等を支援することです。

運営については、NPO法人大学コンソーシアムおおいたへ委託し、スタッフ3名体制で行っていますが、その2階部分には、起業支援室として個室2部屋とブース10席に加え、無料Wi-Fi等を整備している交流スペースやセミナールームを備えています。

相談業務としては、スタッフによる常時の相談受付に加えて、専門家によるビザの相談会や就職、起業相談等を行ってまいります。また、各種セミナー等については、先輩起業家との交流会や企業見学会、留学生と企業の交流会などを行っていくこととしています。

起業支援室への入居者についてですが、個室についてはいずれも留学生と協働してビジネスを予定している立地企業で、訪日外国人のガイド事業を手がける株式会社Huberと、ドローンの海外展開を図る株式会社エンルートです。

ブース席では、大分でのメディカルツーリズムの会社設立を目指す大分大学の中国人留学生3名を初め、留学生との協働を目指す県内企業のBeeprojectやことばハウス、また、来年春にIターンで起業予定のAPU卒業生などが手を挙げております。

その他、交流スペースでは、留学生などが随時集まって、ミーティングを行ったり、勉強会を行ったりしているところです。

今後とも、この施設と機能を積極的に活用して、留学生の県内定着を図っていきたくと考えています。

以上で説明を終わります。

**中村国際スポーツ誘致・推進室長** 資料5ページと6ページをごらんください。

ご案内のとおり大分トリニータは、今シーズン19勝7敗4分の戦績で、多くの県民、スポンサーの応援や支援に応じてJ3優勝、J2復帰を果たしました。

右側の表をごらんください。

今シーズン、ホームゲームの平均入場者数は、前年の7,533人よりもふえ、J3トップの7,771人でした。特に、11月13日ホーム最終戦には、J3最多記録を更新する11,065人の県民の皆様に応援に来ていただき、優勝の大きな原動力になりました。

大分FCは、11月21日には片野坂監督の続投を発表するなど、既に来シーズンに向けたチーム体制づくりに着手していますが、こうした中、昨日、大分トリニータを支える県民会議役員会が開催されました。

会議では、榎社長から、今シーズンの成績報告、来シーズンJ2上位、具体的にはJ1昇格プレーオフに出場できる6位以上を狙えるチームづくりを目指す等の説明があり、県民会議の役員の方々の皆さんも、三位一体で応援していくことを改めて確認しておりました。

資料の6ページをごらんください。

大分FCの平成29年1月期決算について、10月末時点での見込みを説明いたします。予算と比較して、チケット収入が伸びた一方、選手補強に伴う人件費増等があり、当期純利益は予算同額の1千万円を見込んでおります。

以上でございます。

**廣瀬企画振興部長** 一言お礼を。委員会の委員の皆様、それから、議会の皆さんには、昨年ちょうど今ごろ、トリニータがJ2からJ3に落ちるということでいろんなご心配をい

いただきました。トリニータ、大分FC、榎社長のもと、新しく片野坂監督を迎えまして今シーズン戦いまして、1年でJ3優勝、1年でJ2への復帰というのを成し遂げることができました。これも議員皆さん方のご支援のおかげだと思っております。この場をおかりしましてお礼申し上げます。ありがとうございました。

**麻生委員長** 以上で説明は終わりました。

ただいまの2件の報告について、ご質疑等はありませんか。

**木田委員** 留学生ビジネスセンターの機能なんですけれども、県内定着が主眼というふうな話だったんですが、例えば、留学生の方が大分の産品を台湾とか香港で売れるようなビジネス展開をしたいというような起業というの、ここで担えるような仕組みになるのかどうか。

**堀国際政策課長** 県のメリットがプラスアルファされる、そういった意欲ある留学生が1番私ども望ましいと思っているんですけれども、当然、県内の関係する企業さんもアドバイザーみたいに関係してもらって、フォローしていく体制づくりをして、そういった形を応援したいというふうに考えております。

**桑原委員** 留学生ビジネスセンターの相談業務、これ年どれぐらいとか、そういう予定件数があったら教えてください。

**堀国際政策課長** 11月5日にオープンセレモニーをしまして、実際1カ月ぐらいたったところなんですけれども、そうですね、ちょっと相談件数というのは非常に大小ありまして、実際自分はプレゼンスしたいんですけども、ビザの関係でちょっとわからないというときは、ビザの専門家のほうで相談していただいたり、今、こっちで聞いている限りでは大体20数件ぐらいあると聞いています。利用者につきましては、1カ月たちまして、延べ150人ぐらいですね、留学生のみならず、県内企業も留学生と何かつながりをつけたいという形の相談にお見えになっております。

**廣瀬企画振興部長** ここは、随時相談に乗るように常駐スタッフが施設の中にいます。インキュベーション・マネジャーの資格を持っているスタッフがいます。常時相談に乗ることと、その相談内容によって必要な専門家を紹介したり、そういうことをやっています。それと、定期的に月に何回か、セミナー室がありますので、セミナーで例えば起業のやり方であるとか、ビザの関係であるとか、そういった説明会もあわせてやっております。

**桑原委員** これまでに留学生で起業されたとかというのが結構あるんですかね。それと、ここを使ってどれぐらい起業される方を出そうと思っているとかというのがあったら教えてください。

**堀国際政策課長** きっちりした統計はないんですけれども、私どものしている調査では、大体年間、ここ2年間ぐらいでは1年間で10件ぐらい、留学生で起業されて県内にいらっしゃる方がいます。大体半分は飲食店をつくっている、よくあるベトナム料理とか出しているお店もありますし、実際、さっきも言いました貿易関係で、大分の関係の産物を取り扱おうと起業をされた方もいます。

それ以上に、ここの拠点ができましたので、ここに起業したいと思って集まっている留学生が早速オープンして大体今二、三十人ぐらいですね、チームぐらい集まっておりますので、非常に意欲ある者たちはいるという感じで考えております。

**麻生委員長** ビジネスセンターが開設して、これがまさしく創造産業の拠点となるスペースとして見れば、むちゃくちゃおもしろいわけですよ。例えば、APUの学生さんとか教授陣がどこからどう来て、大分空港をほとんど使わんで福岡空港から来ているわけでしょう。大分空港は利用促進だとか、あるいは、あそこの免税店どうするかとかいったようなものもなべてアンケート調査を実施したり、いろんな部分を含めたら、非常に何か生まれるんじゃないかと期待してますんで、いろいろな視点から取り組んでほしいと思います。

それから、トリニータに関して、要は、ことしは片野坂監督が頑張ったから上がっただけなんだろうと思うんだけど、要は経営のほうが多分だけ改善されたかという部分が全く伝わってこないんですよ。経営の部分、やり方を変えたとか、発想を変えてこういうふうな部分で成功、新たなステップアップが起こったという部分が、先ほどの説明じゃ全く伝わらないにもかかわらず、県民会議は素通りと、これじゃいかんわけであって、シーズンパスの購入者の入場率の変化とか、あるいはスポンサーの金額が落ちたとか、社数がどうなったとか、その辺の概要ぐらいはしっかり報告してください。

**中村国際スポーツ誘致・推進室長** 今ですか。

**麻生委員長** 今。概略でいいから。

**中村国際スポーツ誘致・推進室長** 経営改善の動きにつきましては、新たな社長のもとで取り組んでおりまして、新たな計画づくりに取り組もうとしているところでございますけれども、12月1日付で会社の組織も改正し、マーケティング等について重点的に取り組む体制を整えておるといふふうに伺っております。

そうした中、J3に落ちたというところでしたけれども、これまでの委員会でもご説明しましたとおり、シーズンパスの販売も6千万円を超えて、従来どおりぐらいの水準を維持できた、あるいはスポンサーにつきましても、ここで見ていただくとわかるとおり、法人広告料については約2千万円ぐらい落ちてはいますが、予想していたよりも大きな減はなかったということで、これまで培った信頼や応援の礎のもとに1年間チーム運営ができてきたというふうに伺っております。

**麻生委員長** そんな報告じゃ、経営のプロの側からしたら、要はシーズンパスの購入者、ここの委員会で、つき合いでは買うよと、買わされているよと、でも行ってねえよと、それがどれくらいあって、それをどんだけ足運んでもらうかという工夫をこうして、その結果どうなった。スポンサーにしても、額は減ったとしても社数はふえたのかとか、いろんな日本一のおんせん県おおいたとか、まさしく企画振興部でやっていることがどう生きたのかとか、連動して経営につながったとかいった部分の報告が欲しかったわけ。

だから、そういった部分をしっかり今後、多分、トリニータの支援議連等々での報告があらうかと思えますんで、そこでしっかりそういった報告をしていただくことを求めておきたいと思えます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**麻生委員長** ほかにご質疑等はないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

それでは私のほうから。今年度、当委員会で北陸方面に県外所管事務調査で、例えばスポーツ大会の誘致、クラウドファンディングで資金調達をした上でのいろいろな大会運営。



普通のトーナメント方式だったら1回戦で負けたらそれで帰ってしまう。そんなことをやらずにいろいろな仕掛けをして、1週間なら1週間、その場にいてもらうような取り組みをしたとか。今回の調査には執行部から同行もいただいておりますので、そういった部分について、次回の常任委員会で執行部サイドの取り組み状況、検討状況等々についても報告をお願いしておきたいと思います。

ほかにないようですので、これをもちまして企画振興部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔企画振興部退室、総務部入室〕

**麻生委員長** それでは、これより総務部関係の審査に入ります。

まず、第105号議案平成28年度大分県一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

本委員会関係部分のうち、総務部関係の説明をお願いします。

**島田総務部長** それでは、第105号議案平成28年度大分県一般会計補正予算（第5号）の全般的な事項について説明いたします。議案書の1ページをお開きください。

今回の補正額は第1条にありますとおり71億2,982万1千円の追加であり、累計の予算額は6,396億5,893万4千円となります。

今回の補正予算案は、別途お配りしております総務企画委員会資料1ページの冒頭に趣旨を書いておりますが、国の第2次補正予算を積極的に受け入れ、県内における景気回復を後押しし、あわせて防災・安全対策を強化するものです。

1の補正概要をごらんください。（1）景気回復の後押しとして、道路改良などの公共事業や中山間地域所得向上計画策定支援事業など、合わせて12事業、25億9,432万7千円を計上しています。これに加え、その下に丸で記しておりますが、29年度予算の前倒し執行のため、39億1,700万円の債務負担行為を設定し、切れ目のない工事発注により景気回復を後押ししていきます。

（2）防災・安全対策の強化として、道路防災や河川改修、危険ため池緊急整備など、15事業、45億3,549万4千円を計上しています。

米印は、国の経済対策への対応状況ですが、9月の補正予算で先行して計上していた89億6,794万7千円に、今回の補正予算案での71億2,719万8千円を加えますと、国の第2次補正予算関連事業費は約161億円となります。

次に、歳入について説明します。平成28年度補正予算に関する説明書の1ページをお開きください。今回補正するのは、1番下の分担金及び負担金4億4,910万7千円から、次のページの下から2番目の県債25億7,500万円までを合わせた71億2,982万1千円となります。

その主な内訳ですが、同じ冊子の7ページをお開きください。

第9款国庫支出金のうち、第2目福祉生活費国庫補助金5,492万円、第5目農林水産業費国庫補助金17億3,301万9千円、その次のページ第7目土木費国庫補助金22億305万8千円の計39億9,099万7千円は、国の第2次補正予算分を計上しています。また、第6目商工費国庫補助金3,920万8千円は、インバウンド対策といった

しまして、地方創生加速化交付金を活用するものです。

次に、9ページですが、第12款繰入金1億1,550万9千円については、県費負担額について、財政調整基金を取り崩すものです。

1枚めくっていただきまして、11ページの第15款県債25億7,500万円は、後年度に交付税措置のある補正予算債を発行するものです。

以上が歳入でございます。今回の補正予算案には総務部関係の歳出はございませんので、説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**麻生委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

**麻生委員長** 別にご質疑もないようですので、先ほど審査いたしました企画振興部関係分とあわせて、本委員会関係部分について採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**麻生委員長** ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第106号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について、審査を行います。

本案については、福祉保健生活環境委員会、商工労働企業委員会、農林水産委員会及び土木建築委員会にも関係がありますので、合い議を行っております。

それでは、執行部の説明を求めます。

**浦辺行政企画課長** 第106号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について議案書は16ページになりますが、総務企画委員会資料の4ページでご説明いたします。

上の枠に記載のとおり、大分県の事務処理の特例に関する条例は、地方自治法の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し必要な事項を定めるものです。

今回の条例改正理由は2つあり、中ほどの大きな枠の上部にあります1の市町村への移譲事務の追加と、1番下にあります2の第6次地方分権一括法の一部改正に伴い規定を整備するものです。

まず、1の(1)にあります新たな移譲事務として、液化石油ガス設備工事の届出受理の移譲を行うもので、左の図にありますように、現在は容器貯蔵量により、事業者は500キログラム以下は市町村の消防本部へ、それを超えると県の消防保安室に工事の届け出を行っています。これを最寄りの消防本部に一本化することにより、事業者の負担軽減を図るものです。

中ほど、(2)の①から③については、従来から移譲を行っていた浄化槽設置等の届出受理、農地転用の許可、屋外広告物の表示許可の事務について、それぞれ移譲する市町村を追加するものです。

最後に、1番下は、第6次地方分権一括法による工場立地法の改正に伴うもので、法改正の内容は、工場の緑地面積率等を定める地域準則の制定などの権限を、都道府県から町

村に移譲するものですが、本県では既に本条例で町村に移譲済みであるため、当該規定を削除するものです。

これらの改正の施行日は、移譲を受ける市町村の準備等により、平成29年4月1日から10月1日までを予定しております。

説明は以上でございます。

**麻生委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

私のほうから1点。権限、地方への、市町村への移譲、今、基本法とか流れの中ではどれくらい移譲は終わっているんですか。もうほぼ、何%というか、まだ残っているようなやつって何かあるのかな。

**山田市町村振興課長** 権限移譲につきましては、一括法で法律の改正によって移譲されるものと、この事務処理の特例に関する条例の改正によって、県と市町村が合意して移譲するものがございます。基本的な考え方として住民の利便性の向上に資するもの、あるいは業務の効率化に資するものについて、県と市町村が協議をして移譲を進めていくということで、その全体、移譲すべきものが最初から枠が決まっているというわけではなくて、いろんな事務を洗い出しながら、これについては移譲したほうがより住民の利便性が高まるんじゃないかということワーキンググループ会議を定期的で開催しまして、その中で協議して決めております。ですから、進捗状況が何%というような形ではございません。

**麻生委員長** 逆に戻っているような、協議の結果、過疎化の進展で戻っているようなやつとかいうような動きもあるんですか。

**山田市町村振興課長** 過去に戻ったものがあるという話も何か聞いたことがあるんですけど、具体的に今どれがというのはないんですが、移譲する際に、例えば、今回の分で、浄化槽、農地転用、それから屋外広告物については、まだ全ての市町村に移譲はできていないんですよ。というのが、一部の市町村では、やはりまだ条件整備ができていないというようなことで、合意ができていないものがまだあるのは事実でございます。

**麻生委員長** その辺は、また、各選挙区から皆さん出ていますんで、情報開示をしっかりと、我々にもお伝えをしておいていただけるとありがたいなと思いますんで、よろしく願いしておきます。

ほかにご質疑もないようですので、これより採決いたします。

本案については、福祉保健生活環境委員会、商工労働企業委員会、農林水産委員会及び土木建築委員会に合議をいたしました結果、原案のとおり可決すべきとの回答がありましたことを申し添えます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**麻生委員長** ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第107号議案一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、審査を行います。

本案については、福祉保健生活環境委員会、商工労働企業委員会及び文教警察委員会にも関係がありますので、合議を行っております。

それでは、執行部の説明を求めます。

藤原人事課長 第107号議案一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。議案書の18ページ、説明資料の5ページをお開き願います。

まず、1の条例改正の背景についてです。

国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭やラグビーワールドカップ2019等、一時的かつ大規模な行政需要により、平成29年度以降、一定の期間、業務量が増加します。これに対応するため、平成28年度中に職員採用選考を実施し、平成29年4月1日以降、任期付職員の採用を行うため、今回、条例の一部改正をお願いするものであります。

次に、2の制度概要についてです。

任期付職員の制度については、根拠法である地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に3つの類型が規定されています。表の1番左の欄、第3条、これは特定任期付職員と言いますが、それから真ん中の欄にあります法3条、これが一般任期付職員として区分されます。両方は、専門的な知識経験を有する者を期間を限って採用するものであり、これらは既に現行条例に規定されています。

1番右の欄、法第4条の任期付職員の部分が、今回の改正に係るものです。

具体的には、要件の欄にありますように、専門的な知識、経験等は問わず、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務について、期間を限って職員の採用を行うものであります。

その下、点線で囲っておりますが、今回、任期付のフルタイム勤務職員だけでなく、法第5条に基づく任期付短時間勤務職員についても、あわせて規定を追加することとしております。

任期については、原則3年以内ですが、業務の終了の時期が当初の見込みを超えて延長された場合など、特別な場合は5年まで延長できます。

また、給与については、任期付のフルタイム勤務職員は、基本的に一般の職員と同じ扱いとなりますが、短時間勤務職員については、扶養手当、単身赴任手当などは支給されません。

次に、3の条例改正概要についてです。具体的には、根拠法による条例委任事項について、規定を整備するものであります。

業務量増に伴う任期付職員の採用について、(1)から(4)までのとおり採用や任期に関する規定を追加しております。

また、任期付短時間勤務の規定を追加した場合に、任期付のフルタイム勤務に比べて勤務時間が少ないことから、(5)のとおり勤務時間に応じた給与の割り落とし等についての特例規定も追加するとともに、職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例など、関係する7つの条例につきまして、規定を整備することとしております。

4の施行時期については、公布の日としております。

条例改正の概要の説明は以上でございますが、今回、事前に委員の方々にお話しをさせていただいた上で、11月21日から別紙のとおりお配りしております国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭に従事する任期付職員の採用選考の募集を開始しております。この件に関しまして、麻生委員長から4点ご質問をいただいておりますので、この場でご説明をさせていただきます。

別添資料の平成28年度大分県職員（任期付職員）採用選考要領1ページをごらんください。まず、ご質問の1点目でございます。3条職員と4条職員の違いについて、お尋ねがありました。

1の選考対象職種、採用予定者数及び職務内容をごらんください。資料の真ん中の列、区分A（経験者枠）、今回2名の採用を予定しておりますが、これが資料の中にあります法第3条の専門的な経験を有する、いわゆる一般任期付職員の区分でございます。

それから区分B、これは一般枠と表現しておりますが、今回、3名の採用を予定しております。これは、業務量の増に対応するものでございますので、先ほどの資料の法第4条の、今回、条例改正をお願いしているものでございます。

3の受験資格をご説明いたします。

区分A（経験者枠）については、イベント企画業務などに関する専門的な知識を有し、2年以上、実務に携わった経験があるということを採用要件にしています。

具体的には、他の自治体や企業等が実施した大規模なイベント等について、実行委員会事務局職員などとして、企画・運営等を行った人、または民間企業で、宿泊・輸送・観光の計画、実施等の経験のある人、広報・宣伝・キャンペーン等の企画・実施の経験を持つ人などです。

職員の業務については、基本的には、実際に採用する人の経験や専門的知識を見た上で、それが最も生かせるような仕事を担ってもらうこととなります。例えば、県主催事業である開幕・閉幕行事やプレイベントの企画・実施、また大会を盛り上げるための広報活動等を行ってほしいと考えています。

知見やセンスを生かしながら、経験や人脈を使って、民間の芸術文化団体やアーティスト、商工関係団体等を調整し、有機的に結びつけていく潤滑油的な役割を期待しています。

それから区分Bのほうでございます。こちらの区分については、専門的な知識・経験は問うておりません。

任期付職員には、国民文化祭を成功に導くため、県の職員とともに1年9カ月にわたって準備・運営に携わっていくこととなりますので、熱意を持って働いてもらえる人を採用していきたいと考えています。

それから次の質問で、総事業費に占める人件費に対し、任期付職員の人件費が占める割合についてご質問をいただきました。

これに関しましては、現在、国民文化祭等の準備を行う組織のあり方、人員体制については、企画振興部と調整中であり、現状では回答できる段階ではありませんので、人件費の割合についても不明です。

それから3点目の質問でございます。職員を直接雇用するのではなく、県内専門業者への委託に上乘せしたほうが効果が上がるのではないかとのご質問でございます。

この点に関しましては、大分県らしい国民文化祭とするため、全体の計画や企画、進行管理等は、当然、県が行いますが、その中で、例えば、開幕・閉幕行事などの式典の演出やステージの舞台制作、出演者の宿泊・輸送の手配など、業務に習熟している団体が行うほうが効果的・効率的な部分は外部に委託することにしています。

任期付職員については、こうした役割分担のもとで、これまでの専門的な知識・経験を生かしながら、熱意と意欲を持って、それぞれの担当部署で県が行うべき業務の一部を担

っていただこうと考えております。

最後に、全国公募を行うに当たり、本県への移住を採用要件にしてはどうかとのご質問に対しての回答でございます。

今回、受験資格においては、熱意をもって取り組んでくれる優秀な人材ということで、県内外問わず採用するという観点から、移住の意向についての条件は課しておりません。

しかしながら、県を挙げて地方創生を進めている折、今回の全国公募が大分県移住のきっかけになればよいと考えています。そのため、選考要領や別添でお配りしているチラシを、東京のおおいた暮らし相談窓口配置するとともに、東京、京都、神戸、福岡などで開催する本県県外事務所主催の移住定住説明会でも配布するとともに、移住に興味を持つ方に受験をいただけるよう、案内を行っているところです。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**麻生委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

一応、説明をいただきましたけど、要は任期付職員を雇用して、国民文化祭、いいものができればいいんでしょうが、ここのチラシにもあるように、今でこそ日本一のおんせん県おおいたと、これは後づけで何かつけた感じになっているんだけど、例えば、愛知県だったらものづくり王国のゆめづくりの祭典とか、鹿児島だったら明治維新をPRするような、それぞれの県らしさを全面に打ち出しているんだけど、日本一のおんせん県おおいた味力も満載というのは、これはあくまでも観光キャッチコピーであって、国民文化祭でも何でもないわけでね、要は、国民文化祭で何やるんだと、その任期付職員を募集するのに当たっての広報チラシとしてはいかがなものかなと思うわけね。

そういったこともあったんで、厳しく細かく問い合わせたというようなことでありますんで、先ほど答弁いただいたような形の中でしっかりと役割は果たしてもらおうような、いい採用をしていただいて、しっかり大分に根づいて関係を持っていただくような任期付職員の採用をしっかりとやってほしいと思います。

それでは、別にご質疑もないようですので、これより採決いたします。

本案については、福祉保健生活環境委員会、商工労働企業委員会及び文教警察委員会に合議をいたしました結果、原案のとおり可決すべきとの回答がありましたことを申し添えます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**麻生委員長** ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第108号議案職員の退職手当に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**藤原人事課長** 第108号議案職員の退職手当に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。議案書の23ページ、説明資料の6ページをお開きください。

近年、高年齢者の雇用者数が増加しているという背景を受けまして、これまで65歳以降に雇用された者については雇用保険の適用対象外となっていたものを、新たに雇用保険の適用対象とすることなどを定めた雇用保険法の一部改正が行われたことから、雇用保険法に準じた制度である本条例の中の失業者の退職手当制度について、規定の整備を行うも

のであります。

まず、失業者の退職手当制度についてであります。公務員の場合は、原則として雇用保険の適用対象外となっております。

そのため、雇用保険法における失業等給付、いわゆる失業保険は受給できませんが、雇用保険法の失業等給付相当額（B）を受給できると仮定したときの金額より退職時の退職手当（A）が低い場合であって、職員が退職後にハローワークで求職活動を行い、ハローワークの認定を受け、県に失業者の退職手当を請求した場合には、網かけ部分の差額分BマイナスAを失業者の退職手当として支給するという制度でございます。

今回の改正内容についてであります。 （1）の高年齢求職者給付金につきましては、これまでは県に65歳以前から雇用されている者のみが支給対象であった要件を廃止しまして、65歳以降に新たに雇用された者についても支給対象とするものであります。

また、高年齢求職者給付金の受給者については、これまで就職促進給付の支給対象とはなっておりませんでした。今回、新たに支給対象とするものであります。

なお、公務員の場合は、一般的な定年は60歳であり、退職手当が高年齢求職者給付金を上回ることから、これまでも支給実績はなく、今後も支給されるケースは想定されませんが、雇用保険法と同様の規定を設けるという趣旨から法改正にあわせて規定の整備を行うものであります。

次に（2）の求職活動支援費につきましては、現行の広域求職活動費の内容を拡充し、名称を求職活動支援費とするものであります。求職活動支援費の内容としましては、現行制度では、ハローワークの紹介により往復300キロメートル以上の遠隔地で求職活動を行う場合に交通費の実費額を支給していた要件を往復200キロメートル以上に緩和するものであります。また、面接に際して子供の一時預かりを利用する場合の実費額についても、新たに支給対象とするものであります。

施行期日につきましては、改正雇用保険法の施行日にあわせ、平成29年1月1日としております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**麻生委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**桑原委員** 現行の広域求職活動費、これ簡単にご説明をお願いします。

**藤原人事課長** ハローワークの紹介によって、ここに書いている遠隔地で求職活動をする場合に交通費が支給されるというものを、今回の改正によって距離制限を緩和するというものでございます。

**桑原委員** 退職した職員がということですか。

**藤原人事課長** あくまでも退職をした職員でございます。求職活動をする場合ということですから。

**麻生委員長** 108号議案は、107号議案で採用される方が65歳以上で、そのために何か改正しているような、ターゲットが絞られているようなことってないですね。

**藤原人事課長** これはあくまでも雇用保険法の改正にあわせた整備でございますので、そういったものは全くございません。

**麻生委員長** 107号議案は、基本法が改正されたとき直ちにやっておいて、今回こういうような形でしょう。あの当時も行革というようなことを言っている中で、改正せずに、

今回あえて改正してきたもんだから、107号と108号が関連するんじゃないかなという臆測を呼んでしまうもんですから、そういったことはないと認識しておきます。

ほかにご質疑もないようですので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**麻生委員長** ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第109号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、審査を行います。

本案については、文教警察委員会にも関係がありますので、合い議を行っております。

それでは、執行部の説明を求めます。

**大友財政課長** 第109号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について説明申し上げます。

議案書は25ページになります。内容がわかりにくいので、委員会の資料に沿って説明をさせていただきます。資料の7ページをごらんください。

今回の改正は、1の概要にありますように、最近の交通情勢に鑑み、道路交通法等が改正され、1つには、運転免許の種類として準中型自動車免許が新設されるとともに、2つ目として、75歳以上の高齢運転者に対する臨時的認知機能検査等が導入されることとなったことから、運転免許関係の手数料を改正するものであります。

まず、(1)の準中型自動車免許の新設であります。その下の表にありますように、これまで車両総重量に応じて5トン、11トンという形で普通自動車、中型自動車等々の免許になっておりました。これをその下にありますように、普通中型の免許区分の間に車両総重量3.5トンから7.5トンまでの準中型自動車免許の制度を新設するというものであります。なお、新設とともに、免許の受験資格について、これまで例えば20歳以上という枠があった分を18歳以上ということで改正をあわせて行っております。

続きまして、(2)の臨時認知機能検査等の導入についてであります。75歳以上の高齢運転者に対する免許更新時の臨時的認知機能検査につきましては、3年に1度、免許更新時に実施しておりますけれども、その内容を改正するというものであります。

8ページの上段の表をごらんください。免許更新時、75歳以上も3年ごとでありますので、その都度、更新時の認知機能検査を受けております。その検査の結果、そこに①、②、③とありますように、認知機能の低下のおそれがない、低下のおそれがある、認知症のおそれというふうに3つの区分にまず評価をされます。そのうち、認知症のおそれがあると評価された方については、これまでは、その下に下がって行って点線で囲んでおります、その3年間で違反行為があった場合には、その下において、臨時的適正検査、あるいは診断書の提出というのが求められておりました。今回の改正で、この分については、違反行為があろうとなかろうと、認知症のおそれがあるというふうに判断された方については、全てその下の検査、あるいは診断書の提出が求められるというふうに1点変わります。

また、違反行為の関係で申しますと、その右に移って、丸に新で臨時と書いておりますが、これまで3年の更新時にそういうことだったんですけれども、これからは違反を起こした都度、特に高齢運転者が認知機能の低下によって起こしやすいとされる逆走、あるいは



は一時不停止など18の違反行為に対して、その都度、臨時に認知機能検査を実施するというようになっております。

その結果が、先ほども申し上げましたのと同じように、①、②、③という区分の評価の中で、①に該当する場合には、先ほどと同様に適性検査、あるいは診断書の提出が求められます。②と③と評価された方のうち、評価が悪くなった方、これまで③だったのに、要はおそれがなかったのに認知機能低下のおそれがあるというふうな評価をされた方には、その下にあります臨時高齢者の講習を受けなければならないというふうな制度が追加されております。

あわせて、左の3年ごとの検査の結果、受ける高齢者講習についての改正も行われております。これまでは2時間30分の高齢者講習というのがありましたけれども、認知機能の程度に応じて、おそれがない方については、時間を2時間30分から2時間に短縮をする。認知機能低下のおそれがあるという方については、時間を3時間にふやして講義内容を充実するという改正が行われます。

そういった改正に伴いまして、2の今回の条例改正の内容ですけれども、主な改正内容をそこに掲げております。まず、運転免許の試験手数料については、準中型を加えるということ、講習手数料については同様に準中型の取得時講習を追加し、先ほど申し上げました高齢者講習についても合理化、あるいは高度化するということで金額を増減しております。あわせて臨時の高齢者講習の新設を行っております。なお、手数料の金額につきましては、国が示す基準額をそのまま採用しております。

施行日につきましては、道路交通法等の施行日であります平成29年3月12日としております。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**麻生委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

**麻生委員長** 別にご質疑もないようですので、これより採決いたします。

本案については、文教警察委員会に合い議をいたしました結果、原案のとおり可決すべきとの回答がありましたことを申し添えます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**麻生委員長** ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第110号議案当せん金付証券の発売について、執行部の説明を求めます。

**大友財政課長** 第110号議案当せん金付証券の発売について説明申し上げます。

議案書の32ページをお開き願います。議案書に沿って説明させていただきます。

当せん金付証券、いわゆる宝くじの発売についてであります。宝くじにつきましては、今言う当せん金付証券法、昭和23年という法律は古いんですけれども、都道府県と指定都市が公共事業等の費用に充てるための財政資金を調達する場合について、その発売が認められております。地方公共団体の区域で売り上げた額の約4割がその団体の収入となっておりまして、本県の宝くじ収入は昨年度、27年度で約35億円というふうになっております。

今回の議案は、その宝くじを平成29年度においても本県が他の地方公共団体と共同して発売するに当たりまして、当せん金付証券法の規定にある総務大臣に対する許可申請に議会の限度額についての議決が必要になってまいりますので、その議決をお願いするものであります。

平成29年度の発売総額については、中ほどにありますように、直近の販売実績等を勘案して119億円以内というふうにしております。この額は、昨年より7億円ほど多い額になっております。その理由としましては、ラグビーワールドカップ、あるいは東京オリンピック・パラリンピックを支援するためのくじ、数字選択式宝くじが発売されるということで、全国の発売計画額がふえることから、本県の計画額についても増額しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**麻生委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

この前、8億円が当たるともんね。要は、議案とちょっと別で申しわけないけど、当たった方が、例えば、大分にお金を落とす場合と、田舎だから全部ばれるからといってよそで使う場合とあると思うんやけど、そういった工夫か何かあるのかな。何かいい工夫の仕方というか。

**桑原委員** 大分県に入ってくるのは4割ということで、あと6割で、売り上げに対する払戻金の率と、あと運営の率を教えてください。

**大友財政課長** 基本的には、これは実績ですけれども、大体47%が当せん金として購買者に戻ります。収益金は今言った4割が地方公共団体に入り、手数料、要は発売を金融機関にお願いしていますんで、その手数料が12%程度、あとはそのほか普及啓発費といえますか、宣伝費等で1%程度使っております。

**麻生委員長** ほかにご質疑もないようですので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**麻生委員長** ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第123号議案職員の給与に関する条例等の一部改正について、審査を行います。

本案については、福祉保健生活環境委員会及び商工労働企業委員会にも関係がありますので、合い議を行っております。それでは、執行部の説明を求めます。

**藤原人事課長** 第123号議案職員の給与に関する条例等の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。追加議案の議案書の1ページ、説明資料の9ページをお開き願います。

最初に項目1の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

給与改定については、人事委員会が毎年、地方公務員法の趣旨を踏まえ、民間の給与と県職員の給与の較差を比較し、その上で国や他県の動向等も考慮しながら勧告をしてきたわけですが、今年度は、給料月額、期末・勤勉手当ともに県職員が民間を下回っている状況があったということで、人事委員会から引き上げの勧告を受けましたので、その勧告を尊重し、給与改定を行うものであります。

まず、(1)の給料表の改定についてであります。人事委員会勧告に基づき、平均0.15%改定を行うものであります。

次に、(2)の初任給調整手当についてであります。人事委員会勧告に基づき、医師等

の初任給調整手当の上限月額を引き上げるものであります。

次に、(3)の扶養手当についてであります。人事委員会勧告に基づき、配偶者に係る扶養手当の手当額を、1万3千円からその他の扶養親族と同額である6,500円とし、子に係る手当額を6,500円から1万円に引き上げるものであります。なお、この改定は平成29年4月1日から実施するものではありませんが、受給者への影響を考慮し、激変緩和措置を講じているところであります。

次に、(4)の勤勉手当についてであります。年間の支給割合を0.1月分引き上げるものであります。なお、平成28年6月期については既に支給されておりますことから、12月期の支給割合を0.1月分引き上げ、一般職員につきましては、現行0.8月から0.9月とし、部次長級に相当する特定管理職員につきましては、現行1.0月から1.1月とするものであります。また、平成29年度以降につきましては、支給月数を6月期、12月期ともに、一般職員は0.85月に、特定管理職員は1.05月に改正するものであります。

次に、項目2の任期付職員、項目3の任期付研究員の給与改定についてであります。説明資料の10ページをお開き願います。

大分県では、現在のところ任期付職員、任期付研究員の該当者はございませんが、人事委員会勧告に基づき、項目2、項目3とも(1)の給料表を平成28年4月1日から一部の号級で千円引き上げ、(2)の期末手当を平成28年12月1日から年間の支給割合を0.1月分引き上げるものであります。

次に、項目4の特別職の常勤職員の給与等、項目5の県議会議員の議員報酬等の改定についてであります。説明資料の11ページをお開き願います。

特別職の常勤職員の給与等及び県議会議員の議員報酬等については、国の指定職及び県の一般職の改定状況を考慮しまして、平成28年12月1日から、期末手当の年間の支給割合を0.1月分引き上げるものであります。

平成28年12月期の支給割合につきまして、現行1.65月から1.75月とし、平成29年度以降の支給割合につきまして、6月期は1.55月に、12月期は1.7月とするものであります。

次に、項目6の特別職の秘書の給与改定についてであります。

現在のところ該当者はございませんが、これも一般職員に準じて平成28年4月1日から給料表を引き上げるものであります。

次に、項目7の企業職員、項目8の病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてであります。

これは、扶養手当の見直しに伴い、職員の給与に関する条例の一部改正を行うため、これにあわせて規定の整備を行うものあります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**麻生委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**桑原委員** 私は、人事委員会の勧告に疑問を持っていますので、これは賛成というわけにはいかないんですけれども、1つお聞きしたいのが、これは県議会議員のも一緒に上げられていますよね。やっぱりちょっと性質が違うかなと思うんですけれども、そこを一緒に

セット販売みたいに上げてくるところの合理的な説明を、理由の説明をしてください。

**藤原人事課長** この件につきましては、県議会事務局から知事部局のほうに正式に条例改正の依頼がございましたので、今回の条例にあわせて上程をしているものでございます。

**桑原委員** 私が聞いているのは、議案を分けずに一緒にまとめていることの合理的な理由を教えてください。

**藤原人事課長** 内容的に知事部局等の条例とあわせてといたしますか、上程をするのがこれまで慣例といたしますか、取り扱いになっておりましたので、等条例ということで上程をさせていただきます。

**桑原委員** 慣例ということですね。

**島田総務部長** 補足をさせていただきますと、桑原委員、人事委員会勧告自体に疑問をお持ちということではあります、人事委員会が民間の給与を調べて、民間のボーナスの支給月数というものが昨年に比べて上がっているということで、我々一般職の期末勤勉手当についての引き上げを勧告したと。議会の議員、特別職、企業職員等含めて、その並びで引き上げようという判断がそれぞれにあり、議案としてまとめているというところであり、

藤原課長が先ほど申し上げたとおり、あくまで我々は議会事務局からの議案としてまとめてほしいという要請を受けて対応しておりますので、これは判断としては議案を分けて議会の議員の分については議員提案でやるということがあり得ると思っておりますけれども、そういった要請があったので、私どもとしてはまとめて議案を提出させていただいているというところであり、

**桑原委員** わかりました。最後、もう1回だけ確認ですけれども、議会事務局から一緒に上げてくれという要請があったということでよろしいですね。（「はい」と言う者あり）はい、わかりました。

**島田総務部長** かつ、それが慣例となっております。

**麻生委員長** 私のほうから、特別職の審議会を開く場合は、変化が何%というのがありましたでしょう。あの辺の説明をしっかりとっておいてほしいというのが1点と、県議会議員の項目5の変化によって年間総額幾らになるのかな。以上2点。

**藤原人事課長** 特別職の報酬等審議会につきましては、平成18年に開催したのが最近でございます。そのときには平成8年からの10年間の一般職の給与改定率等を参考にしながら、当時、マイナスの5.3%といったことで審議会を開催したところでございます。

それ以降、大幅な改正等が必要な場合に審議会を開催するわけではありますが、1つの運用の目安として、一般職と5%の……

**麻生委員長** 5%。

**藤原人事課長** はい。5%の乖離がある場合には開催を行うという取り扱いにしております。

**麻生委員長** 今回は5%ないからということですね。

**藤原人事課長** はい。それからもう1点、給与条例の改正による影響額でございますが、県議会議員だけですと489万850円でございます。

**麻生委員長** ほかにご質疑もないようですので、これより採決いたします。

本案については、福祉保健生活環境委員会及び商工労働企業委員会に合い議をいたしま

した結果、原案のとおり可決すべきとの回答がありましたことを申し添えます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**麻生委員長** ご異議がありますので、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**麻生委員長** 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

最後に、この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**麻生委員長** 別にないようですので、これを持ちまして、総務部関係の審査を終わります。

ことし1年間、ご苦労さまでした。執行部はお疲れさまでした。

〔総務部退室〕

**麻生委員長** 閉会中における本委員会の所管事務調査について、お諮りします。

お手元に配付のとおり各事項について、閉会中、継続調査を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**麻生委員長** ご異議がないので、所定の手続をとることにいたします。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**麻生委員長** 別にないようですので、以上で本日の委員会を終わります。ことし1年間、大変お疲れさまでした。